京都大学情報環境機構コンテンツデザイン支援サービスの利用に関する規程 [平成30年3月27日 情報環境機構長裁定]

(目的)

第1条 この規程は、京都大学情報環境機構(以下「機構」という。)が提供する教育、研究及び大学運営に関連するコンテンツデザイン(著作物、展示等の利用目的、状況等に応じて、文字、グラフィック、画像、動画、音声等の各種情報・素材を組み合せてコンテンツを設計、実装又は運用することをいう。)を支援するサービス(以下「本サービス」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

- 第2条 本サービスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) その他機構長が適当と認める者

(利用の申請及び承認)

- 第3条 本サービスを利用しようとする者は、所定の手続きを経て、機構長の承認を得なければならない。
- 2 機構長は、本サービスの利用を承認したときは、利用を承認した者(以下「利用者」という。)に、その旨を通知するものとする。
- 3 機構長は、前項の承認に際し本サービスの運用上必要があると認めるときは、その利用 について、必要な条件を付することができる。

(利用負担金)

- 第4条 機構長は、利用者に本サービスの利用に係る負担金(以下「利用負担金」という。)の負担を求めることができる。
- 2 利用負担金の額は、コンテンツデザイン支援者1人1時間当たり2,000円とする。ただし、サービス内容により別途経費を必要とする場合は、実費額を積算する。
- 3 利用負担金の負担は、原則として次の各号に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 本学における大学運営費については、予算振替により徴収するものとする。
 - (2) 本学における受託研究費等、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替により徴収するものとする。
 - (3) 本学で経理する研究者等に交付される補助金については、負担金通知書により請求するものとする。
- 4 前項に規定する負担方法により難いと機構長が認めた場合は、機構長が負担方法を別に 定めることができる。

(利用の停止)

第5条 機構長は、利用者がこの規程又はこの規程に基づく定めに違反した場合その他機構 の運営に重大な支障を生じさせる場合には、本サービスの利用承認を取り消し、又は利用 を停止させることができる。

(著作権の取扱い)

第6条 本サービスにより作成されたコンテンツの著作権の取扱いについては、京都大学発明規程(平成16年4月1日達示第96号)の定めるところによる。

(機密保持)

第7条 機構は、本サービスの提供に際し、法令に定める場合を除いて、利用者の個人情報 及び機密事項を当該利用者の許可なく第三者に提供してはならない。 (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。